

税の申告が 始まります!!

申告期間 2月16日～3月15日

準備はお早めに!!



平成22年中の収入についての、「市・県民税」及び「所得税」の申告受付が2月16日(水)から3月15日(火)まで行われます。

確定申告は、1月1日から12月31日までの一年間で得られた個人の収入に対し、必要経費や控除額等を差し引いた額に課税される所得税の納付に関して、申告をする手続きです。

正しい申告をするため、また、申告時に慌てないためにも、必要書類の整理や収入・支出金額の集計などは、早めにご準備ください。

※市や税務署から申告の用紙が郵送で届かない場合もありますので、申告の必要がある方は、必ず申告を行ってください。

申告が必要な人は、どんな人？

■住民税の申告が必要な人とは・・・

①平成23年1月1日現在、 荏崎市にお住まいの方

※ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

- ◎確定申告書を提出される方
- ◎市内に住んでいる親族の扶養となっている方
- ◎1ヶ所からの給与と所得のみで、会社で年末調整が済んでおり、勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方(提出されているか不明の場合は勤務先に確認してください。)
- ◎公的年金のみの収入で、社会保険料控除、医療費控除、生命保険や地震保険の控除、扶養控除等の各控除を受けない方

②平成22年中に収入の無い方で、 次のいずれかに該当する方

- ◎誰の扶養にもなっていない方
- ◎「市外」にお住まいの親族に扶養されている方
- ◎国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方
- ◎所得証明(非課税証明)書の交付が必要な方

☆年末調整された給与の他に、20万円以下の給与以外の所得がある方は、確定申告は不要ですが、住民税の申告が必要です。

■申告をしていないと・・・

申告がないと、国民健康保険税等の軽減適用や所得証明書等の発行ができない場合がありますので、期間中に必ず申告してください。

■申告が遅くなると・・・

期限を過ぎてから申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書が必要なときにすぐに交付を受けることができませんのでご注意ください。

e-Taxで カンタン申告



自宅やオフィスからインターネットを利用して所得税・消費税の確定申告ができます。国税庁のホームページ「確定申告等作成コーナー」で作成した申告書もe-Taxを使って送信することができます。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

■甲府税務署 ☎055-233-3111

■お問い合わせ

税務課市民税担当 (内線153~155)

どうやって申告するの？

■介護認定を受けている方へ・・・

介護認定を受けている65歳以上の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、福祉事務所の証明があれば、特別障害者控除を受けられます。

■「住宅借入金等特別控除」を受けている方へ・・・

平成21年度税制改正において、平成21年から25年までに居住し、所得税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控除）を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において税額控除することとされました。（申告は不要です。）

また、平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲による所得税の減額で、控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方についても、従来どおり住民税から控除されますが、市町村への申告が不要になりました。これは、確定申告の添付資料や給与支払報告書等の改正により、住宅ローン控除額を、市区町村が把握できるようになったためです。

なお、確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除を受ける場合の手続き方法は、今までと変わりません。

■所得税の還付申告は・・・

給与所得者の医療費控除・住宅借入金等特別控除などによる還付申告は、2月16日以前でも甲府税務署で受け付けています。

◇甲府税務署 ☎055-233-3111

医療費が高額になる方へ

国民健康保険では、月ごとの医療費が高額になる方に、申請により高額療養費を支給しております。（世帯の所得によってひと月に負担する医療費の限度額が異なります。詳しくは国保医療担当までお問い合わせください。）

申請には領収書が必要となりますが、例年、**確定申告の医療費控除に領収書を添付してしまい、申請ができない方が見受けられます。**

以前の高額療養費の申請がお済みでない方、また12月分の医療費が高額だった方（高額療養費の申請が2月以降となるため）は、**確定申告時に添付する前に、領収書のコピーを取っておいていただくようお願いいたします。**

■お問い合わせ

市民課国保医療担当（内線127～129）

申告相談の日程は次ページのとおりです。
受付は、書類の提出ができる方から順次受け付けます。農業・営業所得等のある方は、収支をまとめてから申告相談にお越しください。
※会場で作成される方は、時間にゆとりをみてお越しください。



申告期限間近になると窓口は混雑します。なるべく早めの申告をお願いします。

申告に必要な持ち物

◎共通

○送付された申告用紙
（用紙がない場合は、会場にも用意があります）

○各種控除に必要な書類
（生命保険料、地震保険料等の控除証明書、社会保険料、国民年金等の領収書など）

※書類が不足すると控除の受付ができません

○印鑑

○扶養（配偶者）控除の認定は、所得要件があるため、被扶養者の所得がわかる書類

◎給与所得

○所得税の源泉徴収票（原本）

※中途退職し再就職されなかった方は、以前勤務していた職場に請求してご用意ください。

◎農業所得

○収入支出がわかる書類（収穫量・販売数量、自家消費量、経費などを必ず集計してください）

○農協や市場などで発行する収支証明書や領収書

○動力稲刈機や田植機などを買った場合、または買い替えた場合は、その領収書

○大型農業用機械（農業用自動車・トラクター・コンバインなど）を買った場合は、販売証明書・領収書及び保険料の領収書

○耕作委託料などを支払った場合は、その領収書等（委託内容が明記されたもの）

○堰費・土地改良費（維持管理費に限る）の領収書

◎営業等所得

○収入支出がわかる書類

（決算書収支内訳書・領収書等）

申告相談受付日程表

| 相談受付日 | 曜日 | 相談受付会場 | 相談受付時間 | 備考（税理士相談等） | |
|-------|----|---------------------|----------------|--------------------------------|------|
| 2月16日 | 水 | 穴山公民館 | 9:00~ 16:00 | | |
| 2月17日 | 木 | 中田公民館 | | | |
| 2月18日 | 金 | 藤井公民館 | | | |
| 2月19日 | 土 | 休み | | | |
| 2月20日 | 日 | 市役所1階防災会議室 | | | 休日相談 |
| 2月21日 | 月 | 穂坂公民館（穂坂コミュニティセンター） | | | |
| 2月22日 | 火 | 円野公民館（つぶらの会館） | | | |
| 2月23日 | 水 | 清哲公民館（清哲会館） | | | |
| 2月24日 | 木 | 神山公民館（武田の里ふれあいホール） | | | |
| 2月25日 | 金 | 旭公民館 | | | |
| 2月26日 | 土 | 休み | | | |
| 2月27日 | 日 | 市役所1階防災会議室 | | | 休日相談 |
| 2月28日 | 月 | 大草公民館（大草ふれあいセンター） | | | |
| 3月1日 | 火 | 竜岡公民館 | | | |
| 3月2日 | 水 | 市役所4階大会議室 | 8:30~ 16:00 | 税理士による無料相談会 （10~12時 13~16時） | |
| 3月3日 | 木 | | | 税理士による無料相談会 （10~12時 13~16時） | |
| 3月4日 | 金 | | | | |
| 3月5日 | 土 | 休み | | | |
| 3月6日 | 日 | | | | |
| 3月7日 | 月 | 市役所4階大会議室 | | | |
| 3月8日 | 火 | | | | |
| 3月9日 | 水 | | | | |
| 3月10日 | 木 | | | | |
| 3月11日 | 金 | 休み | | | |
| 3月12日 | 土 | | | | |
| 3月13日 | 日 | | | | |
| 3月14日 | 月 | 市役所4階大会議室 | | | |
| 3月15日 | 火 | | | | |

税の無料相談会

税理士会では、小規模納税者に対する支援活動を行っています。本年も平成22年分所得税・消費税の確定申告にあたり、「税の無料相談会」を行います。ただし、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方はお受けできません。

- 日時 3月2日(水)・3日(木)
10時~12時
13時~16時
- 場所 市役所 4階大会議室
- お問い合わせ
東京地方税理士会 甲府支部
☎055-233-1318

三税共同相談会

税務署と市の共同で住民税、事業税及び所得税の申告作成相談会を次のとおり開催します。お気軽に参加してください。ただし、土地・建物及び株式などの譲渡・贈与・相続についてはお受けできません。

- 日時 2月8日(火)
13時30分~16時
- 場所 市役所
別館201会議室
- お問い合わせ
甲府税務署
☎055-233-3111

その他の 申告相談会



公的年金所得者の 確定申告書作成相談会

- 日時 2月8日(火)
10時~12時
- 場所 市役所
別館201会議室
- お問い合わせ
甲府税務署
☎055-233-3111



地デジの準備は、お済みですか？

平成23年7月24日
地上アナログ放送終了

—総務省—

地上デジタル放送視聴のための
市県民税非課税世帯支援拡大について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送に移行することができない世帯に対して支援を行っていますが、今回、その対象を、「NHK放送受信料全額免除世帯」に加えて、「市県民税非課税世帯」に拡大します。

■新たな支援の対象は？

まだ地上デジタル放送に対応できていない世帯で、「世帯全員が市町村民税非課税の世帯」が対象です。

なお、支援を受けるにはNHKとの放送受信契約が必要ですが、まだ契約がお済みでない場合は、支援申込み以降に速やかに契約してください。

■受けられる支援の内容は？

簡易なチューナー（1台）を無償で給付（配送）します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。（チューナーの訪問設置、アンテナ改修等はいりません。）

■申込方法は？

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。申込書は、インターネット・電話等で



©日本民間放送連盟 2009

総務省地デジチューナー支援実施センターからお取り寄せください。身近な公共機関やNHK放送局に置いてある場合もあります。

申込にあたっては、「世帯全員が記載された住民票の写し」と「世帯全員の市県民税非課税証明書」が必要です。

■お問い合わせ

○支援制度について

総務省地デジチューナー支援実施センター
☎ 057010231724

○NHKの放送受信契約について

NHKふれあいセンター
☎ 057010771077

※NHK放送受信料全額免除の世帯には、専用の支援があります。

詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター
☎ 057010331840までお問い合わせください。

—韮崎市—

申請手続きとチューナー設置の支援を行います。

市では上記の総務省が行う地デジ視聴のための市県民税非課税世帯への支援拡大について、該当と思われる世帯の皆さまへ通知を行い「申請」と「簡易チューナー設置」の支援を行います。

通知が届きましたら、内容をご確認いただき、記入のうえ、返送してください。また、ご自身で総務省へ申請をされる方は「住民票の写し」・「非課税証明書」の添付が必要となります。

各証明書の交付は無料で行いますので、市役所市民課窓口でお申出ください。

■お問い合わせ

○企画財政課企画推進担当
(内線3553357)

地上デジタル放送受信のための簡易チェック支援

市では、現在ご使用のアンテナや配線でもデジタル放送が受信可能かを確認するためのお手伝いを行っています。担当職員が訪問し、持参の簡易チューナーによりテレビ接続テストを行います。

お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ・お申し込み

企画財政課情報推進担当
(内線283)

STOP！不法投棄

不法投棄は、地域の環境の美化が損なわれるだけでなく、悪臭の原因・土壌や水質の汚染等の悪影響を及ぼすことがあります。

市では、週に一回、環境パトロールを行い、不法投棄物の発見、撤去、未然防止に努めています。

しかし、飲んだ後の飲料缶のポイ捨てのように個人の軽い気持ちで捨てられたものから、家電や家具等の悪質なもので、様々な不法投棄された廃棄物が確認されています。

不法投棄を見つけたら・・・

できる限り正確な情報をご連絡ください。

- いつ発見したのか（日にち）
- 現場の状況（場所・投棄物の内容）
- 通報者の名前及び連絡先
（再度の確認が必要な場合がありますので、必ずお願いします。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条



何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

土地の管理者（所有者や使用者）は・・・

不法投棄は、空き地や駐車場、道路や農道沿いなどの人目のつかない場所にされることがほとんどです。

よって、自己防衛として、土地の管理者（所有者や使用者）は定期的な草刈りや見回りを行い、土地を荒れた状態にしないこと、また、柵等を設置することにより、安易に侵入を許さない等の対策を行うことが大切です。

※原則として、不法投棄を行った者がわからない場合、その土地の管理者が不法投棄物の撤去を行うこととなります。

環境講座

知っておきたいごみ出しの雑学

環境について、正しい知識と理解を深めていただくため、本年度第3回目の環境講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。

- 日時 2月19日（土）
13時30分～15時
- 場所 市役所別館 201会議室
- 内容 リサイクル法に基づき処分するものや、分別に迷うごみ(廃棄物)等の処分方法について、分かりやすく解説します。
- 講師 市民課環境政策担当職員
- 対象 韮崎市民
- 定員 60名程度
- 申込 2月17日（木）までに環境政策担当へお申し込みください。

■お問い合わせ
市民課環境政策担当（内線131・132）

助成制度を利用して
犬・猫の不妊・去勢手術を受けましょう！



市では、犬及び猫の不妊・去勢手術を普及させることにより無繁殖を抑制し、野犬、野良猫等の増加及び被害を防止するため、飼い犬、飼い猫の不妊・去勢手術に対して、費用の一部を助成しています。

■助成金額

- 犬（不妊手術）
（去勢手術） 7千円
- 猫（不妊手術）
（去勢手術） 5千円
- 申請方法 4千円

①動物病院で手術の予約をとってください。
※助成対象は、市と協定を結んだ

動物病院のみです。動物病院又は環境政策担当にてご確認ください。

②環境政策担当窓口にて「助成券交付申請書」に必要事項を記入してください。

○犬は登録済であること
○市税等の滞納がない方
※申請時に印鑑が必要です。

③審査の結果、適当と認められると、その場で助成券が発行されます。

④助成券を持参し、動物病院で手術を受けてください。

※助成金額を差し引いた額が、病院より飼い主に請求されます。

サービス利用に必要な“利用者登録”を、1月よりはじめています。

県内初の新サービスが いよいよ開始します！！

利用者登録・・・住民基本台帳カードのICチップに、新サービスが利用できるよう情報を搭載します。
※住民基本台帳カードを既にお持ちの方であっても、サービスの使用には、利用者登録が必要です。

■申請方法

市役所市民課において登録を行ってください。
申請は、本人に限りますので、ご注意ください。
(申請から登録までの所要時間は10分程度です。)

■申請に必要なもの

- 住民基本台帳カード（蕪崎市発行の有効なもの）
- 身分証明書（運転免許証等官公庁が発行した顔写真入りの証明書）
- ※即日登録を受ける場合は、必ず必要です。提示できない場合には仮登録となり、こちらから発送した照会書を持参の上、本登録を受けます。
- ※住民基本台帳カード（顔写真入り）をお持ちの方は、必要ありません。
- 利用者登録申請書（市民課窓口にあります。）
- ※登録時に、暗証番号（数字4桁）を入力していただきます。

■お問い合わせ 市民課市民担当（内線125）

新サービス利用のために、ぜひ！
住民基本台帳カード
普及キャンペーン実施中！



- ◆2月の実施日
- 2日（水）・9日（水） ・（二一のイラスト部分が本人写真になります）
- 15日（火）・18日（金） ・
- 22日（火）・25日（金） ・
- 27日（日）※平日お忙しい方はぜひ日曜日に！
- 9時～16時 市役所1階ロビー

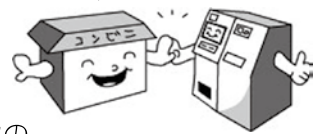
—平成23年3月より開始予定—

コンビニエンスストアからの 住民票の写し及び印鑑登録証明書 の交付サービス

利用者登録済みの住民基本台帳カードを使って、全国のコンビニ（当面セブンイレブンのみ）と庁舎設置の自動交付機から証明書等が取得できます。

■交付証明書等

- ※通常の窓口交付より100円安く取得できます。
- 住民票の写し（1件200円）
- 印鑑登録証明書（1件200円）



■交付場所・時間

- 全国のセブンイレブンの多機能端末（マルチコピー機）
- 6時30分から23時まで（年末年始を除く）
- ※証明書等は、普通紙にカラー印刷されます。
- （改ざん防止技術が施されています。）

○市役所内自動交付機（1階ロビー設置予定）

- 8時30分から17時15分まで（平日のみ）
- ※証明書等は、窓口交付同様、改ざん防止用紙に印刷されます。

おめでとう
赤ちゃん
出生お祝い
事業



Neera



市では、平成23年4月より新生児の誕生を祝い、出生祝金を支給します。

■支給対象者

新生児の両親のいずれかが蕪崎市に住所を有する方で、新生児の住民登録を蕪崎市に行った方

■祝金の額

新生児一人につき一万円

■申請方法

新生児の出生届出60日以内に「おめでとう赤ちゃん出生お祝い事業申請書」（福祉課にあります。）を子育て支援担当に提出してください。

■支給方法

指定された口座へ振り込み
※なお、少子化対策の一助であった「武田の里すこやか赤ちゃん出生奨励祝金」は平成23年3月末をもって廃止し、子育て支援事業等ソフト事業の拡充を推めてまいります。平成23年2月3月出生のお子さんについての「武田の里すこやか赤ちゃん出生奨励祝金」の申請は、遅くても平成23年4月末日までに行ってください。くようお願いいたします。

■お問い合わせ・申請

福祉課子育て支援担当

（内線173）

住み慣れた地域で安心して暮らすために 第1回 蕪崎市認知症支援ネットワーク協議会を開催しました

11月25日に、保健福祉センターにおいて「蕪崎市認知症支援ネットワーク」の第1回目となる協議会を開催しました。地域に密着した組織や、医療・介護など、市内の様々な関係機関の代表者にお集まりいただき、市の認知症の実態とネットワーク立上げまでの経過の説明後、蕪崎市を“認知症になっても安心して暮らせるまち”にするための活発な意見交換がなされました。

また、協議会後の研修会では、認知症の方を実際に介護したご家族の立場からの講演の中で、「認知症は脳の病気であり、早期発見・受診が必要」「地域の理解が必要」「介護者が相談しやすい場所があると良い」など、今後の活動の課題となるようなお話をいただきました。

会議の内容や講演内容を踏まえ、このネットワークを機能させていくために、今後も定期的に協議会を開催していきたいと思っております。

□ 認知症支援ネットワークとは・・・ □

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみ作りや、見守り体制の検討を会議で行い、組織的な支援ができるまちづくりを目指すものです。

市では、昨年11月10日に「蕪崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱」が公布され、その第一歩を踏み出しました。



ハロー!!

“ケリーのワンポイント英会話”



みなさんこんにちは！

2011年ももう1ヶ月が過ぎ、バレンタインデーが迫ってきましたね！！もともとローマ時代にまでさかのぼるとされているお祝いですが、日本でも一大イベントですよ！

チラッと聞いたところによると、日本では女性から男性にプレゼントするそうですね。また、お返しに今度はホワイトデーなるものがあって、男性から女性にお返しするとか……………

たまに女性からプレゼントする人もいますが、アメリカではそもそも男性が女性にプレゼントするものと相場が決まっています。当然ホワイトデーなるものもありませんが、家族同士でカードを送ったりもしますし、小学校ではカードやキャンデーの交換をしたり、ちょっと日本とは違います。

今年あなたは、誰に想いを伝えますか？

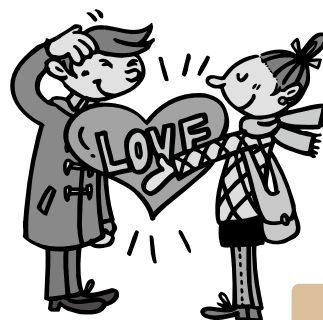
"Will you be mine?" (ウィル ユー ビー マイン?)

「私と付き合ってくださいませんか？」

今年こそは……………

がんばってみてください！！

それではまた来月お会いしましょう！



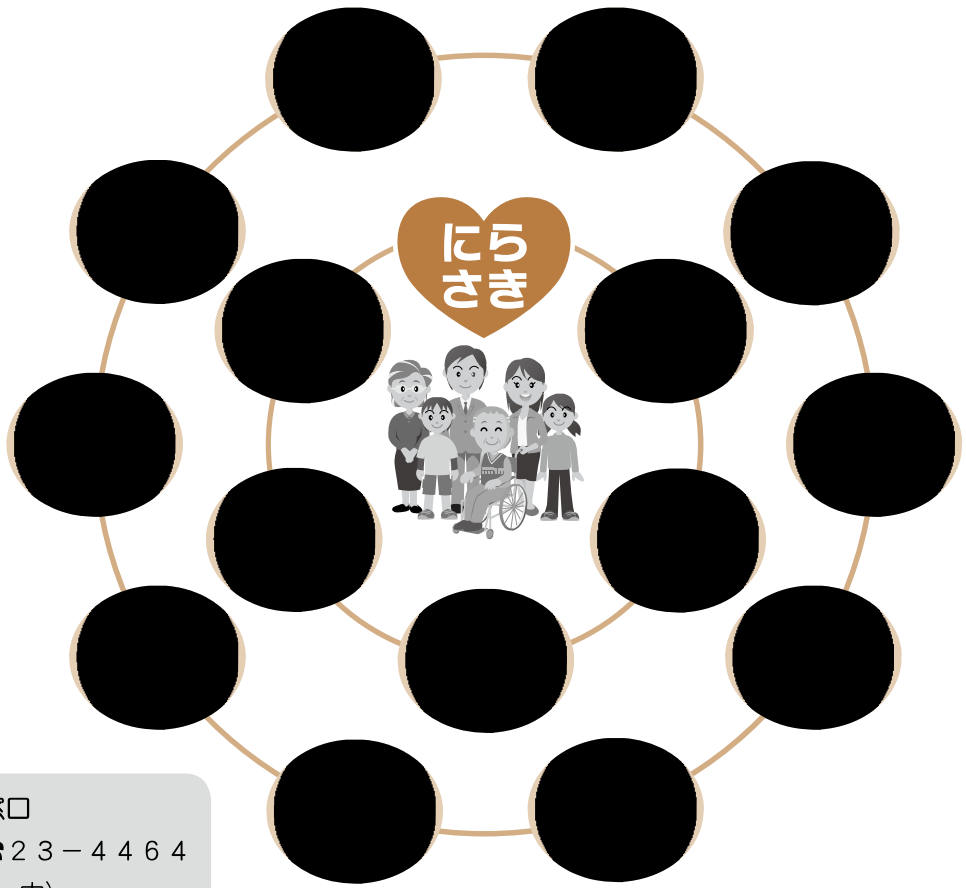
認知症になっても安心して暮らせるまち“にらさき”を目指します

認知症に対する誤解や偏見などをなくし、住民が認知症を正しく理解している。

住民が相談しやすく、認知症の早期対応や支援が的確に受けられる。

住民が認知症の予防や状態の改善を図り、認知症の進行を防ぐ工夫に努める事ができる。

認知症になっても、本人の尊厳が守られ、なおかつ本人と家族等介護者の負担軽減を図ることができる。



■認知症についての相談窓口

物忘れ相談センター ☎ 23-4464
(市地域包括支援センター内)

今月の納税

| 税目 | 納期限 |
|----------------|--------------|
| 固定資産税 第4期 | 2月28日 (月) |
| 国民健康保険税 第8期 | |
| 介護保険料 第6期 | |
| 後期高齢者医療保険料 第8期 | |

◆今月の夜間納税相談・収納窓口

2月17日(木)・24日(木)
18時～20時30分

◆今月の休日納税相談・収納窓口

2月26日(土)
10時～16時

※来庁の際は、市役所西側出入り口をご利用ください。

■お問い合わせ

収納課 (内線 161・163～166)

高校1年生相当の年齢の方に
子宮頸がん予防ワクチンの
接種費用を助成します

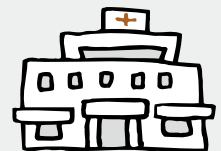
国のワクチン接種緊急促進事業の実施に伴い、今年度高校1年生相当の年齢の方に子宮頸がん予防ワクチンの助成を行うこととなりました。

市では助成対象者の方に助成券等を郵送しますので、接種を希望する方は、同封の注意事項をよく確認し、指定医療機関に予約のうえ、3月末までに1回目の接種をしてください。

■対象者
平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの方で、市内に住所を有する方

■お問い合わせ
保健課健康増進担当
☎ 2314310

韮崎市職員(看護師)を募集します



- 採用日 4月1日(金)
- 申込受付 2月7日(月)～25日(金)
- 試験日 3月11日(金)

※詳細は、市ホームページに掲載及び政策秘書課、市立病院事務局で配布しています【韮崎市職員(看護師)中途採用試験案内】をご覧ください。

■お問い合わせ 政策秘書課人事担当 (内線325)